

北空知衛生センター組合個人情報保護法施行条例

令和5年3月24日
組合条例第1号

改正 令和 7年 3月24日組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、組合長、公平委員会及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(準用規定)

第3条 北空知衛生センター組合の個人情報保護に関する事項については、深川市個人情報保護法施行条例（令和5年深川市条例第2号）の規定（第1条から第3条までを除く。）を準用する。

(読替規定)

第4条 前条の場合において、深川市個人情報保護法施行条例中「深川市情報公開条例」とあるのは「北空知衛生センター組合情報公開条例第3条で準用する深川市情報公開条例」と、「深川市情報公開・個人情報保護審査会条例」とあるのは「北空知衛生センター組合情報公開・個人情報保護審査会条例」と、「深川市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「北空知衛生センター組合情報公開・個人情報保護審査会」と、「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(北空知衛生センター組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 北空知衛生センター組合個人情報保護条例（平成30年北空知衛生センター組合条例第6号）は、廃止する。

(北空知衛生センター組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の北空知衛生センター組合個人情報保護条例第3条で準用する深川市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項（第26条第6項の規定により準用する場合を含む。）の規定によるその職務、当該受託業務又は当該業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情

報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第8号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧条例第26条第4項に規定する当該受託業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第17条第1項若しくは第4項において準用する第13条第2項又は第18条第1項若しくは第4項において準用する第13条第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(令7組合条例1・一部改正)

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(令7組合条例1・一部改正)

5 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月24日組合条例第1号)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。